

一般社団法人日本障害者カヌー協会 会費規程

第1条 [適用]

この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下、「本会」と称す）の会費について、本法人の定款第6条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

第2条 [会費]

本会の一般会員、正会員、賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金（年会費） 2,000円

第3条 [納入規定]

会費は、当該会計年度の年度末までに納入しなければならない。

年度の途中入会でも、当該会計年度の年度末までを、その年度の年会費とする。

2. 会費は、年額を分割して納入することができない。

第4条 [会費滞納者の取扱]

前年度の会費を納入していない会員には、会費の納入を確認する為の督促を行うことが出来る。

2. 会員が前年度および当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第10条の規定による会員資格を喪失する。

第5条 [規則の変更]

この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、2017年 4月 23日から施行する。